

平成26年10月22日

平成27年 4月 1日改訂

世田谷区立千歳温水プール レンタルロッカー利用規約

下記利用規約にご同意の上、ご契約ください。

1. 契約期間

- (1) 契約期間は、原則として1日から同月末日までの1ヵ月単位とします。
なお、利用料を一括でお支払いただくことにより、同年度内で最長6ヶ月の契約が可能です。
- (2) 月途中の契約も可能ですが、1ヵ月分の利用料をいただきます。

2. 契約受付

- (1) 新規及び継続契約の申し込みは、1階受付で承ります。
申し込みの際には身分証明書（免許証、住民票、パスポート、保険証）を提示いただき、ご本人確認をさせていただきます。
- (2) 契約の申し込み開始日は、新規は契約する月の前月の21日から、継続は契約する月の前月の1日からとさせていただきます。
- (3) 申込受付時間は9時00分から20時30分迄とさせていただきます。
- (4) 契約の際、ロッカーの暗証番号を設定していただきます。
- (5) 電話での予約申し込みは不可とさせていただきます。
- (6) ロッカーの空き数以上の申し込みをいただいた場合は、受付日時の早いお客様から順にご契約させていただきます。

3. 契約更新

- (1) 契約更新は、契約終了月の20日までに、更新の手続き（更新の申し出及び利用料のお支払）を完了してください。
- (2) 上記期日までに更新の手続きが完了しない場合は、その月末で契約が解除されます。
なお、契約解除に伴い、ロッカー内のすべての物品は取り出しさせていただき、別の場所で保管いたします。契約解除後に放置された保管物については、2週間の保管期間を設け、その後処分いたします。

4. 利用条件

- (1) 所定の利用料を支払期日までにお支払いただいた方
- (2) お一人様1口の契約となります。
- (3) ロッカーの貸し出しは契約者様ご本人とさせていただきます。

5. 利用料

- (1) 利用料は（小）500円、（中）1,000円とさせていただきます。

6. 利用料のお支払いについて

- (1) お支払いは現金のみとさせていただきます。（※分割不可）
- (2) 新規契約時の利用料支払期日は契約時となります。
- (3) 契約更新の方の支払期日は契約終了月の20日までとなります。
- (4) 利用料の支払受付時間は9時00分から20時30分までとさせていただきます。
- (5) 一度お支払いいただいた利用料は、いかなる理由においても払い戻しはいたしません。

7. 暗証番号の管理

- (1) お申込時に契約ロッカーの暗証番号を設定していただきます。暗証番号は忘れないように各自で管理をお願いいたします。
- (2) 暗証番号を忘れた場合は、身分証等、本人確認ができる物を提示していただきます。

8. 禁止事項

契約ロッカーは、運動靴、トレーニングウェア、着替え等を保管しておくためのロッカーです。

下記の品物は保管できません。

- (1) 現金及び有価証券
- (2) 貴重品（重要な物品、書類、資料などを含む）
- (3) 生き物
- (4) 盗品、その他犯罪によって得られたもの
- (5) 揮発性もしくは毒性のあるもの
- (6) 可燃性のあるもの（マッチ、ライター等）
- (7) 腐敗するものや臭気を発するもの
- (8) ロッカー及び施設を汚損、棄損する恐れがあるもの
- (9) 銃砲刀剣類等犯罪に使用される恐れのあるもの
- (10) そのほか、爆発物などの危険物
- (11) そのほか、保管に適さないと認められるもの

9. 契約解除

下記のいずれかの事項に該当する場合は、その月末で契約解除となります。

なお、契約解除に伴い、ロッカー内のすべての物品は取り出しさせていただき、別の場所で保管いたします。契約解除後に放置された保管物については、2週間の保管期間を設け、その後処分いたします。

- (1) 「8. 禁止事項」に該当した場合
- (2) ご契約者様のロッカーの使用状態や用途を当施設が不適切と判断した場合

10. 解約

- (1) 解約を希望する場合は、希望する月の20日までに所定の解約届を持参のうえ、提出していただきます。
- (2) 解約の理由の如何に関わらず、領収済の利用料の払い戻しはいたしません。
- (3) 解約の理由に関わらず、契約が終了する月の末日までに、必ずすべての保管物を撤去してください。なお契約解約後に放置された保管物については、2週間の保管期間を設け、その後処分いたします。

11. 損害賠償責任

- (1) 次のような場合は、当施設は賠償責任を負いません。
 - ① 利用者の管理ミスによる暗証番号の漏洩または盗用により利用者が損害を受けたとき。
 - ② 天災事変の他、不可抗力によって物品が滅失、破損、変質したとき。
 - ③ 関係官公署からの物品調査を受け、押収または提出を求められたとき。
- (2) 利用者は、契約ロッカーの使用によって第三者に損害を与えたときは、その損害を与えた利用者がすべての責任を負うものとし、当施設はそれに関し、何ら責任を負わないものとします。
- (3) 利用者は、契約ロッカーの使用によって当施設に損害を与えたときは、当施設に対し賠償の責任を負うものとします。

12. 規約の改訂

- (1) 本施設は利用者の事前承諾を得ることなく、本規約を必要に応じて改訂できるものとします。
なお、規約改訂後は速やかに当施設内にて告示し、お知らせいたします。
- (2) 料金改定があった場合でも、既にお支払いただいている利用料は対象となりません。
- (3) 改訂後の規約は、当該規約が当施設内にて告示された時点と、同告示に際し当該規約の効力発生日を指定したときの当該指定日のいずれか遅い方をもって効力を生ずるものとします。

13. 場所の変更

- (1) 一度申込みいただいたロッカーの場所は、理由の如何に関わらず変更できません。

14. その他

- (1) ロッカーへの荷物の出し入れは、当施設の開館時間内に限ります。
- (2) 契約ロッカー内に「7. 禁止事項」に該当するものが収納されているとわかった場合、またはその疑いがある時は、本人に連絡せず当施設においてその実情により、開扉し破棄、当施設での保管、そのほか適切な処置を講じることがあります。
- (3) 当施設が必要であると認めた場合、物品の出し入れに立ち会うことがあります。